

東海市条例第22号

東海市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

東海市国民健康保険税条例（昭和44年東海市条例第40号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項ただし書中「22万円」を「24万円」に改める。

第22条第1項中「22万円」を「24万円」に改め、同項第2号中「29万円」を「29万5,000円」に改め、同項第3号中「53万5,000円」を「54万5,000円」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 改正後の東海市国民健康保険税条例の規定は、令和6年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和5年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。